

基山町農業委員会会議録

令和2年3月3日委員会会長は、委員を基山町役場401会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者14名 欠席者0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	出席
3	藤 田 俊 一	出席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本会の書記 上田智子

審 議 事 項

第8号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第9号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	27件
報告第3号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理報告	1件
報告第4号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告	4件
報告第5号	農地法第18条の規定による届出受理報告	5件
その他	農地法第3条第2項第5号の下限面積の見直しについて	

審議開始 9時00分

審議終了 10時30分

令和2年3月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和2年第3回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、8番委員と9番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第8号議案農地法第5条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第8号議案1番朗読

この件につきましては、資材置き場が必要となり、隣接する農地を転用するものです。転用する農地の面積は2,225㎡です。隣接する農地の所有者からの同意書も添付され営農に支障を及ぼすことはないと考えます。

また、排水同意書も取られています。今回の申請地の農地区分要件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)のカの(イ)」に該当すると考えております。

申請地は、城戸引地共同施設多目的センター北側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7番委員

排水同意も取られていますので、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第8号議案について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第8号議案は、全員一致で許可します。

次に、第9号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計

画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

また、宮浦推進委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。

宮浦推進委員退室

事務局 第9号議案1番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、4区基山共同乾燥場の南側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4番委員

問題ないと思われれます。

5番委員

水路が崩れやすいので心配ですが、農業機械も保持されていますので問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第9号議案1番について計画を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案1番は、全員一致で決定します。

宮浦推進委員入室

次に、第9号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第9号議案2番朗読

この件につきましては、相手からの要望により貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料1筆当たり水稻90kgです。場所は、1区三ヶ敷集落付

近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部推進委員

中核的な担い手ですので、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第9号議案2番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第9号議案3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第9号議案3番朗読

この件につきましては、相手方の高齢化により賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、1区馬場集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

基盤整備も暗渠排水もされています。問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第9号議案3番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案3番は、全員一致で決定します。

次に、第9号議案4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第9号議案4番朗読

この件につきましては、高齢化により賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、1区馬場集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

新しい担い手として地元で頑張っておられますので、問題ないと思われま

6番委員

専業農家ですか。

2番委員

兼業農家です。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第9号議案4番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案4番は、全員一致で決定します。

次に、第9号議案5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第9号議案5番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、1区鎮西隈集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

状況調査をしたところ何も作付されていない圃場でしたが、新しい担い手が今回耕作されることになりました。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第9号議案5番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案5番は、全員一致で決定します。

次に、第9号議案6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第9号議案6番朗読

この件につきましては、相手方の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、6区平林ため池の南側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

手広く農業をされていますので、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第9号議案6番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案6番は、全員一致で決定します。

次に、第9号議案7番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第9号議案7番朗読

この件につきましては、相手方の要望より使用貸借権を設定するものです。

期間は5年です。場所は、6区中園集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7番委員

地元で耕作される方を探したところ、農業機械も所持されている方にお聞きすることができました。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第9号議案7番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案7番は、全員一致で決定します。

次に、第9号議案8番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第9号議案8番朗読

この件につきましては、相手方の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、7区野口集落の南側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

農業用機械も所持されていますので、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第9号議案8番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案8番は、全員一致で決定します。

次に、第9号議案9番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第9号議案9番朗読

この件につきましては、相手からの要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、7区野口集落の南側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありました。何か意見はありませんか。

9番委員

近くの圃場も耕作されていますので、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第9号議案9番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案9番は、全員一致で決定します。

次に、第9号議案10番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第9号議案10番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、7区野口集落の南側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありました。何か意見はありませんか。

9番委員

近くの圃場も耕作されていますので、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第9号議案10番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案10番は、全員一致で決定します。

次に、第9号議案11番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第9号議案11番朗読

この件につきましては、兼業による経営縮小により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、7区長ノ原集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

大豆を作付けされていましたが、今回、近くの圃場を持っておられる方が耕作されます。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第9号議案11番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案11番は、全員一致で決定します。

次に、第9号議案12番は再設定ですので朗読を省略します。事務局から説明をお願いします。

事務局 第9号議案12番再設定のため朗読省略

12番につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、1区鈴町集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第9号議案12番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案12番は、全員一致で決定します。

次に、第9号議案13番は再設定ですので朗読を省略します。事務局から説明をお願いします。

また、8番委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。

8番委員退室

事務局 第9号議案13番再設定のため朗読省略

13番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、基山町総合公園多目的運動場の東側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7番委員

問題ありません。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第9号議案13番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案13番は、全員一致で決定します。

8 番委員入室

次に、第9号議案14番から17番までは再設定ですので一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 第9号議案14番から17番再設定のため朗読省略

14番につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は、1筆当たり12,200円です。場所は、6区引地集落にある圃場です。

15番につきましては、相手方の病気等で労力不足により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり5,000円です。場所は、基山町営球場の北側にある圃場です。

16番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、久留米基山筑紫野線旧料金所付近にある圃場です。

17番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、基山町立保育園の西側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7 番委員

14番につきましては、問題ないと思われれます。

2 番委員

15番につきましては、問題ないと思われれます。

8 番委員

16番につきましては、問題ないと思われれます。

1 1 番委員

17番につきましては、一部畑をされていましたが今回、一筆で水稻をされます。問題ないと思われれます。

議 長

意見がないようでしたら第9号議案14番から17番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案14番から17番については、全員一致で決定します。

次に、第9号議案18番から19番は再設定ですので一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

また、2番委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。

2番委員退室

事務局 第9号議案18番から19番再設定のため朗読省略

18番につきましては、相手方の高齢化により賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、1区馬場集落の北側付近にある圃場です。

19番につきましては、相手方の高齢化により賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、1区鎌浦集落の北側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部推進委員

18番、19番につきましては、問題ないと思われます。

議 長

意見がないようでしたら第9号議案18番から19番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案18番から19番については全員一致で決定します。

2番委員入室

次に、第9号議案20番から27番について再設定ですので一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 第9号議案20番から27番再設定のため朗読省略

20番につきましては、相手方の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、1区鎮西隈集落にある圃場です。

21番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、7区野口集落の南側にある圃場です。

22番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は2年です。場所は、5区川西集落付近にある圃場です。

23番につきましては、相手方の病気等で労力不足により貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、1区三ヶ敷集落にある圃場です。

24番につきましては、相手方の要望により貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、1区三ヶ敷集落にある圃場です。

25番につきましては、相手方の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、1区園部共乾付近にある圃場です。

26番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、3区向平原集落にある圃場です。

27番につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、基山地区共乾施設の東側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2 番委員

20 番につきましては、問題ないと思われま

9 番委員

21 番につきましては、問題ないと思われま

6 番委員

22 番につきましては、問題ないと思われま

2 番委員

23 番につきましては、問題ないと思われま

2 番委員

24 番につきましては、問題ないと思われま

2 番委員

25 番につきましては、問題ないと思われま

11 番委員

26 番につきましては、問題ないと思われま

5 番委員

27 番につきましては、問題ないと思われま

議 長

他に意見はありませんか。意見がないようでしたら第9号議案20番から27番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第9号議案20番から27番については全員一致で決定します。

次に、報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第3号1番説明

この件につきましては、申請人の農地を農業用施設にするものです。令和2年2月21日付けで受理通知書を送付しております。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7番委員

問題ないと思われます。

議長

意見がないようですので、報告第3号を終わります。

次に、報告第4号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第4号1番朗読

この件につきましては、申請人の農地を宅地分譲にするものです。令和2年2月4日付けで受理通知書を送付しております。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

市街化区域で、周辺は住宅街です。問題ないと思われます。

議長

他に意見はありませんか。意見がないようですので、報告第4号を終わります。次に、報告第5号農地法第18条の規定による合意解約の届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第5号1番朗読

この件につきましては、借人の要望による解約です。令和2年2月21日付けで受理通知書を送付しております。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。
意見がないようですので、報告第5号1番を終わります。
次に、報告第5号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第5号2番朗読

この件につきましては、借人の要望による解約です。令和2年2月21日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、報告第5号2番を終わります。
次に、報告第5号3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第5号3番朗読

この件につきましては、借人の要望による解約です。令和2年2月21日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、報告第5号3番を終わります。
次に、報告第5号4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第5号4番朗読

この件につきましては、借人の要望による解約です。令和2年2月21日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、報告第5号4番を終わります。
次に、報告第5号5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第5号5番朗読

この件につきましては、借人の要望による解約です。令和2年2月21日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、報告第5号5番を終わります。

次に、その他農地法第3条第2項第5号の下限面積の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 その他 説明

この件につきましては、「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき毎年、下限面積の設定又は修正の必要性を検討する必要があるため、上程しております。

本町では、そこにありますように、町内全域を30a、空家に付随する農地では1㎡を設けております。事務局としましては、今回変更はせず、「現行どおり」と考えております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようでしたら、その他については「現行どおり」ということでよろしいでしょうか。

全員挙手

議 長

その他については全員一致で認定します。

以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和2年3月3日

署名人

議 長

委 員

委 員